

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 収集運搬業の許可申請の手引き

—運用変更に伴う改訂—

【適用開始】令和8年4月1日

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 収集運搬業の許可申請の手引き

徳 島 県

収集運搬業の許可申請の手引き

1 申請受付場所

許可申請は次の3カ所で受け付けています。

① 申請者の主たる事業場(駐車場)が「阿南市、那賀郡、海部郡」である場合 南部総合県民局 保健福祉環境部 環境担当 〒774-0011 阿南市領家町野神319 電話 0884-28-9862 (直通) ファクシ 0884-22-6404
② 申請者の主たる事業場(駐車場)が「美馬市、三好市、美馬郡、三好郡」である場合 西部総合県民局 保健福祉環境部 環境担当 〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73 電話 0883-53-2060 (直通) ファクシ 0883-53-2082
③ 上記①及び②以外の場合 ④ 上記①、②、③の複数に該当する場合 ⑤ 県外の事業者のうち徳島県内に事業場(駐車場)がない場合 生活環境部 環境指導課 審査指導担当 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1 電話 088-621-2269 (直通) ファクシ 088-621-2846

2 申請にあたっての留意事項

(1) 申請方法

申請は、郵送で行うことが可能です。郵送での申請は、上記の申請受付場所に簡易書留等の方法により行ってください。来庁される場合は、事前にお電話いただくようお願いいたします。

(2) 提出部数

許可申請書に必要な事項を記入し、必要な添付書類（法人の場合は、4ページ《参考1-1》、個人事業者の場合は5ページ《参考1-2》参照）を添えて、**正副2部**（申請者が県外の場合であって県内には事業場等がない場合及び申請先が各総合県民局である場合は**正本1部**）を提出してください。

副本は、正本の写し（コピー）で構いません。

申請書の作成にあたっては、記入例（別ファイル）をご参考ください。

(3) 申請受付期間

更新許可申請の場合、申請書の受付は「許可期間の満了する日の60日前～許可期間の満了する日まで」です。

(4) 申請手数料

許可申請手数料は次のとおりです。手数料の納入については**徳島県収入証紙**を申請書の3枚目に貼付する方法によりおこなってください。

業の種類	新規許可申請	更新許可申請	変更許可申請
産業廃棄物収集運搬業	81,000円	73,000円	71,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業	81,000円	74,000円	72,000円

(5) 許可の要件

許可を受けるための要件は次のとおりです。許可申請に際しては、これらの要件をあらかじめ満たしていることが必要です。

① 講習の受講（修了証）

「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（収集運搬課程）」を修了していることが必要です。

くわしくは、6ページ《参考2》をご覧ください。

② 経理的基礎

産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うことができる経理的基礎を有することが必要です。

経理的基礎を有することの確認のため、債務超過の場合、経常損失を連続して計上している場合、流動資産額が少ない場合等は、経理的基礎に関する調書及び今後3～5年間の収支計画書や、その他必要な財務状況の説明書の提出を頂く場合があります。

③ 運搬車・運搬容器等

申請する種類の産業廃棄物を適切に扱うことのできる運搬車・運搬容器等を備えている必要があります。（写真についてはナンバープレート、許可番号が鮮明に写っているカラーのものを使用してください）

くわしくは、7ページ《参考3》をご覧ください。

④ 事業計画

事業者から廃棄物の運搬の委託を受けることが確実であり、運搬先として適切な処分業者が確保されていること。また、排出場所又は運搬先が県外の場合は、当該自治体で収集運搬業の許可を取得しているか、取得することが確実であることが必要です。

⑤ 欠格要件

申請者（役員、株主等を含む）が、7ページ《参考4》に該当した場合は許可することができません。

(6) 審査及び許可決定

① 審査期間

審査の標準処理期間は、申請書受付後60日です。

② 審査

許可申請書に基づき、許可申請内容が許可基準に適合しているかどうかについて、書類審査及び現場審査を行います。

申請内容に誤りや書類の不足等がある場合には、書類の修正や追加提出を願いますが、これらに要した期間については、上記標準処理期間には含まれません。

③ 許可証の交付

審査の結果、許可申請内容が許可基準に適合しているときは、許可証を交付しますので、申請受付場所までお越しいただくか切手を貼った返信用封筒(A4サイズを折らずに入れられる大きさ)に宛先等を記載して申請受付場所までお送りください

なお、更新許可及び変更許可の場合には、旧の許可証と引き替えに新しい許可証をお渡ししますので、必ず旧の許可証を持ってお越しいただくか、お送りください。

(7) 許可証の取り扱いなどの留意事項

① 許可証の取り扱い

ア 許可証は事務所等の見やすい場所に掲示してください。

イ 他人に譲渡したり、又は貸与したりしないでください。

ウ 廃業等の理由によって不要となった許可証は、すみやかに返納してください。

② 業務を行う（産業廃棄物の積み込み・積み卸しを行う）ことができる区域 徳島県内全域

③ 許可の有効期間は許可証に記載してあります。

- ④ 更新の申請があった場合において、従前の許可の有効期間の満了日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分のがなされるまでの間は、効力を有します。
- (8) 産業廃棄物処理業等の許可証提示に伴う添付書類の一部省略について
1年以内に先行許可を利用せずに、徳島県及び他の都道府県及び政令市等で産業廃棄物処理業又は産業廃棄物処理施設設置許可を取得している場合には、当該許可証（原本）の提示により、住民票及び精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書など）を省略することができます。
- (9) 運搬車両について
申請や届出にあたっては、所有権又は使用权のある車両の場合、車検証の写しの提出をお願いします。※令和5年1月4日以降に新規登録・継続検査した車両については、車検証に代えて、自動車検査証記録事項の写しを提出してください。
なお、以下に該当する場合は、追加で書類を提出してください。
所有権・使用者情報欄が申請者の名義ではない車両について
○ 継続的に使用する権限を有する書類として、以下の内容が記載されている「賃貸借契約書」または「使用承諾書」の複写を提出してください。
ア 申請者が使用できる期間(5年未満の場合、期間満了後の更新について)
イ 当該車両を専属的に使用する権限を有すること
ウ 賃貸借する目的等に「産業廃棄物の収集運搬に使用できる」こと
○ その他の確認事項及び提出書類について
ア 車両の貸主が業として車両の賃貸借を行っていること。
イ 県内ナンバーの車両であれば、自動車税の未納の額がないことを証する書類(課税されていないことを証明できる書類)の提出
※ 使用する車両について、1台以上は所有権又は使用权のある車両を必要とします。
- (10) 住民票、印鑑証明等の公的な書類は、申請日より3カ月以内に発行されたものに限ります。（例：4月1日発行の住民票は、6月30日まで有効）

(特別管理)産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に必要な書類一覧 (法人の場合)

(次の項目をもとにチェックしてください。)

〔○印一様式が添付してあります。 □一様式指定がありません。〕

- (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (新規・更新許可申請の場合)
- (特別管理) 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (変更許可申請の場合)
- 現行許可証の写し (更新許可申請及び事業範囲変更許可申請の場合のみ)
- 事業計画の概要 (第1面～第5面)
- 事務所及び事業場 (駐車場) の所在地付近の見取図 (住宅地図等)
- 事業場 (駐車場) の「公図」及び「土地全部事項証明書」 (最寄りの法務局で請求)
 - 〈公図のみ法務省のオンライン登記情報提供制度によるもので可
 - 〈公図のみ更新・変更申請において、従前の駐車場と変更がなく、分筆による形状の変更もない場合には、以前の申請書に添付した公図の写しを添付しても可。〉
- 事業場 (駐車場) の土地所有者が申請者と異なる場合は、賃貸契約書等
- 産業廃棄物の処分業者の許可証の写し (処分業者が県外の場合のみ)
- 申請者の収集運搬業許可証の写し (排出場所又は処分業者が県外の場合。県外から産業廃棄物を県内に持ち込む場合)
- 収集運搬業に携わる運転手名簿
- 運搬車両の写真 (運搬車両の写真を貼付。 新規許可申請以外の場合には、必ず側面に許可番号等が表示された写真を貼付してください。)
- 運搬容器等の写真 (燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、鉋さい、ばいじん、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、石綿含有産業廃棄物等運搬容器が必要な場合)
- 車両の使用権限を証明する書類 (自動車検査証の写し)
- ※ 令和5年1月4日以降に新規登録・継続検査した運搬車 (車両) に関する書類は、従来の「車検証」の写しに代えて、「自動車検査証記録事項」を提出してください。
- 自動車税 (県税) の納税 (完納) 証明書 (車検証等の提出資料から未納がないことが分かる車両、軽自動車、県外ナンバーの場合は不要)
 - 〈県税局、総合県民局発行のもの。車検に係る領収証等は不可〉
- (特別管理) 産業廃棄物処理業の申請に関する講習会 (収集運搬課程) の修了証の写し (事業範囲変更許可申請の場合は不要)
- 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法
- 経理的基礎に関する調書及び事業収支計画
- 借入機関及び借入内容 (金融機関等からの借入金がある場合のみ)
- 誓約書
- 法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)
- 定款又は寄付行為に関する書類
- 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
- 直前3年の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (税務署発行の納税証明書「その1」)
- 法人県民税、法人事業税の完納証明書 (県税局、総合県民局発行のもの)
 - 〈申請者が県外法人で、徳島県内に支店・営業所等がない場合は不要〉
- 役員 (非常勤監査役を含む)、株主・出資者 (5%以上) 及び政令で定める使用人の全員の住民票 (本籍が記載されているもの)
 - (※株主が法人の場合は法人登記簿謄本)
- 役員 (非常勤監査役を含む)、株主・出資者 (5%以上) 及び政令で定める使用人の全員の精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
 - (成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書 (徳島県内の場合、徳島地方務局で請求) など)
- 申請の当事者としての資格を有することの確認書類
 - 法人の印鑑証明書のコピーなど (原本確認を行いますので、申請時に原本をご持参ください。)

(特別管理)産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に必要な書類一覧（個人の場合）（次の項目をもとにチェックしてください。）

〔○印一様式が添付してあります。 □一様式指定がありません。〕

- （特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可申請書〈新規・更新許可申請の場合〉
- （特別管理）産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書〈変更許可申請の場合〉
- 現行許可証の写し〈更新許可申請及び事業範囲変更許可申請の場合のみ〉
- 事業計画の概要（第1面～第5面）
- 事務所及び事業場（駐車場）の所在地付近の見取図（住宅地図等）
- 事業場（駐車場）の「公図」及び「土地全部事項証明書」（最寄りの法務局で請求）
- 公図のみ法務省のオンライン登記情報提供制度によるものでも可
- 公図のみ更新・変更申請において、従前の駐車場と変更がなく、分筆による形状の変更もない場合には、以前の申請書に添付した公図の写しを添付しても可。〉
- 事業場（駐車場）の土地所有者が申請者と異なる場合は、賃貸契約書等
- 産業廃棄物の処分業者の許可証の写し〈処分業者が県外の場合のみ〉
- 処分先自治体の申請者の収集運搬業許可証の写し〈処分業者が県外の場合のみ〉
- 収集運搬業に携わる運転手名簿
- 運搬車両の写真（運搬車両の写真を貼付。新規許可申請以外の場合には、必ず側面に許可番号等が表示された写真を貼付してください。）
- 運搬容器等の写真〈燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、鉋さい、ばいじん、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、石綿含有産業廃棄物等運搬容器が必要な場合〉
- 車両の使用権限を証明する書類（自動車検査証の写し）
- ※令和5年1月4日以降に新規登録・継続検査した運搬車(車両)に関する書類は、従来の「車検証」の写しに代えて、「自動車検査証記録事項」を提出してください。
- 自動車税（県税）の納税（完納）証明書〈車検証等の提出資料から未納がないことが分かる車両、軽自動車、県外ナンバーの場合は不要〉
- 〈県税局、総合県民局発行のもの。車検に係る領収証等は不可〉
- （特別管理）産業廃棄物処理業の申請に関する講習会（収集運搬課程）の修了証の写し〈事業範囲変更許可申請の場合は不要〉
- 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法
- 資産に関する調書（個人用）
- 事業収支計画
- 経理的基礎に関する書類
- 設立して間もなく、確定申告ができず提出ができない場合等は、別途、申立書を提出いただきます。
- ★青色申告者
 - 直前期の確定申告書(青色申告決算書の貸借対照表)の写し
 - 直前3年の確定申告書(第1表、青色申告決算書の損益計算書)の写し
 - ※税務署の受付印又は電子申請等証明書のあるもの。マイナンバー部分は判読できないように加工したもの
- ★白色申告者
 - 預金残高証明書、固定資産評価証明書の写し
 - 直前3年の確定申告書(第1表、収支内訳書の表紙)の写し
 - ※税務署の受付印又は電子申請等証明書のあるもの。マイナンバー部分は判読できないように加工したもの

その他必要な書類については、事項に記載しています。

- 借入機関及び借入内容〈金融機関等からの借入金がある場合のみ〉
- 誓約書
- 住民票（**本籍が記載**されているもの）
- 精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
（成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書（徳島県内の場合は、徳島地方方法務局で請求）など）
- 直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署発行の納税証明書「その1」）
- 個人事業税の納税（完納）証明書（県税局、総合県民局発行のもの）
- 個人の印鑑証明書
（原本確認を行いますので、申請時に原本をご持参ください。）

《参考2》 講習会の受講

次に掲げる者〔注〕が、「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（収集運搬課程）」を修了していることが必要です。

「特別管理産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会」を修了した者については、併せて「産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会」を修了した者として取り扱うことができます。

産業廃棄物収集運搬業の許可申請（新規又は更新）に係る修了証の取り扱いについては次のとおりとなります。

許可申請の種類			該当する講習会の種類		
			新規		更新
			産廃	特管	
収集運搬課程	新	産業廃棄物収集・運搬業	○	○	注
	規	特別管理産業廃棄物収集・運搬業		○	注
	更	産業廃棄物収集・運搬業	○	○	○
	新	特別管理産業廃棄物収集・運搬業		○	○

- 新規許可申請における「更新」講習会修了証の例外的取扱について
他の行政機関で既に許可を受けている場合で、同内容の新規許可申請をする場合には、「更新」講習会修了証の写し（発行日から2年以内のもの）と他の行政機関の許可証の写しの添付をもって「新規」講習会修了証に代えることができます。

- ・新規許可講習会の修了証有効期間は、修了証の発行日から5年以内であり、その期間内に許可申請をおこなうことが必要です。
- ・更新許可講習会の修了証有効期間は、修了証の発行日から2年以内であり、その期間内に許可申請をおこなうことが必要です。

〔注〕

（法人の場合） その代表者もしくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者。

（個人の場合） 当該者又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者。

※講習受講の問い合わせ、申し込み先：一般社団法人 徳島県産業資源循環協会
TEL 088-626-1381

《参考3》 必要な運搬車・運搬容器等

次の基準に従って、必要な運搬車・運搬容器等を整備する必要があります。

ア 産業廃棄物収集運搬業の場合

- ① 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

イ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の場合

- ① 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ② 廃油、廃酸又は廃アルカリの収集又は運搬を業として行う場合には、当該廃油廃酸又は廃アルカリの性状に応じ、腐食を防止するための措置を講じる等当該廃油、廃酸又は廃アルカリの運搬に適する運搬施設を有すること。
- ③ 感染性産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、当該感染性産業廃棄物の運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有すること。
- ④ その他の特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、その収集又は運搬を行おうとする特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に適する運搬施設を有すること。

《参考4》 欠格要件

- イ① 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ② 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、法という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの〔注1〕若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪〔注2〕若しくは暴力行為等処罰二関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- ⑤ 法第14条の3の2（法第14条の6において準用する場合を含む）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者。
- ⑥ 法第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は、処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は、浄化槽法第38条第5項に該当する旨の同条の規定による届出をした者。

- ⑦ 上記期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、上記通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者。
- ⑧ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの。
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人〔注3〕のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの。
- ホ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

〔注1〕

「その他生活環境の保全を目的とする法令」とは

- ・大気汚染防止法
- ・騒音規制法
- ・海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
- ・水質汚濁防止法
- ・悪臭防止法
- ・振動規制法
- ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
- ・ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

〔注2〕

刑法条文の説明

第204条 傷害罪 第206条 傷害助勢罪 第208条 暴行罪
 第208条の2 凶器準備集合罪 第222条 脅迫罪 第247条 背任罪

〔注3〕

「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、監査役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含みます。

「使用人」とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの。

- ・本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ・上記のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの。

《参考5》 取り扱うことができる産業廃棄物

取り扱うことのできる産業廃棄物は許可証に記載してある種類に限られており、それ以外の産業廃棄物を取り扱うことはできません。

産業廃棄物の種類									
1	燃え殻	2	汚泥	3	廃油	4	廃酸	5	廃アルカリ
6	廃プラスチック類	7	紙くず*	8	木くず*	9	繊維くず*		
10	動植物性残渣*	11	動物系固形不要物	12	ゴムくず				
13	金属くず	14	ガラスくず・珪藻土くず及び陶磁器くず	15	鋳さい				
16	がれき類	17	動物のふん尿*	18	動物の死体*				
19	ばいじん								
20	上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの。								

(注1) *印については業種の指定があります。(下記参照)

特別管理産業廃棄物の種類							
1	燃え殻	2	汚泥	3	廃油	4	廃酸
5	廃アルカリ	6	鋳さい	7	ばいじん	8	感染性産業廃棄物
9	廃PCB等	10	PCB汚染物	11	廃水銀等	12	指定下水汚泥
13	廃石綿等						
※ ただし、1～5については、環境省令で定める基準に適合していないもの、3については揮発性・引火性があるもの、4・5については、水素イオン濃度指数が強いもの、8については医療機関等から排出されたもの等の条件があります。							

○産業廃棄物の種類ごとの業種指定

紙くず	建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる壁紙、障子、紙、板紙のくず。
木くず	建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材又は木製品製造業(家具製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、バーク類、貨物の流通のために使用した木製パレット等
繊維くず	建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、衣類その他の繊維製品製造業以外の繊維工場から生ずる畳、じゅうたん、木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
動植物性残渣	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、魚・獣のあら等
動物系固形不要物	と畜場法で規定すると畜場においてとさつ・解体された獣畜及び食鳥検査法で規定する食鳥処理場で処理された食鳥に係る固形状の不要物
動物のふん尿	畜産農業から排出されるもの
動物の死体	畜産農業から排出される動物の死体